

トレーサビリティシステムを  
導入したい法人さんへ  
●● 農水省・支援事業のご紹介 ●●

トレーサビリティシステムを構築することにより、食品事故等の原因究明の対応が容易になるとともに、消費者に対して食品の生産・製造方法等の情報の積極的な提供が可能となります。

このため、農林水産省ではトレーサビリティシステムを導入しようとする生産者集団等に対して、補助事業（トレーサビリティシステム導入促進事業）を行っています。

具体的には、

- ① トレーサビリティに必要な食品の流通経路情報の記録・保管、または、
- ② 生産履歴情報の記録・保管、ホームページを使った情報開示を行おうとする場合に必要となる、パソコンやサーバー、ラベルプリンタ等の情報関連機器の整備費用、データベースの作成やホームページの作成費用が補助対象となります。

農協や農事組合法人、任意の営農集団等が事業を行うことができ、補助率は生産段階1/2、流通・販売段階1/3です。

★詳細は、農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/trace/top.htm>) をご覧下さい。

★お問い合わせ先

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 (03-3502-8503)、もしくは最寄りの地方農政局消費生活課まで。

「AgriBusiness 経営塾」156号  
2003年7月17日発行

発行：  
社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365  
Fax : 03-5156-0366  
E-mail : [hojin@nca.or.jp](mailto:hojin@nca.or.jp)  
HP : <http://www.hojin.or.jp/>

AgriBusiness

経営塾

ness

No.156

労務講座 ②③

労働保険料について(1)

メンターネットワーク  
社会保険労務士  
小森谷一恵

毎年4月になると労働基準監督署から労働保険料の申告用紙が送られてきます。おかげで4月、5月は申告書とにらめっこ。ついには両肘を机に付いて頭を抱え込んでしまった、なんて方も多いのではないのでしょうか？ とここで、この労働保険料とは、どのようなものなのでしょう？ 今回からは労働保険料について説明していくことにします。

労働保険料

労働保険料の種類

労働保険とは、労働者災害補償保険法に基づく労災保険と雇用保険法に基づく雇用保険の2つの保険をいいます。そしてこの2つの保険の保険料について規定している法律に労働保険の保険料の徴収等に関する法律（略して徴収法）があります。徴収法では、労働保険料を次の5種類としています。

- (1) 一般保険料
  - (2) 第1種特別加入保険料
  - (3) 第2種特別加入保険料
  - (4) 第3種特別加入保険料
  - (5) 印紙保険料
- 一般の会社で、労働保険料額は、(1)の一般保険料により算出します。(2) (4) は労災保険の特別加入者の保険料、(5) 印紙保険料は日雇労働者の雇用保険料です。

労働保険料の  
算定期間と負担

労災保険は全額事業主負担であり、雇用保険料には事業主負担分と労働者負担分があります。毎年4月1日から翌年3月31日までの全対象労働者の賃金を算定基礎額として、それぞれの保険料率を乗じた額が4月1日から5月20日の期間に徴収されます。

算定基礎額となる賃金と  
賃金総額

賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く）をいいます。つまり、通勤手当や休業手当などの手当も賃金ということになります（表1参照）。

また、賃金総額とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいいます。

労働保険の保険料率と  
その負担割合

労災保険と雇用保険の保険料率、及びその負担割合を表にすると下のようになります（表2参照）。賃金の算定基礎額に下の率を乗じた額が労働保険料ということになります。

表2 (平成15年7月7日現在)

		保険料率		事業主負担	労働者負担
労働保険料	労災保険料	事業の種類によって、5/1000~129/1000の範囲内で31段階の率が設定		全額	0
	雇用保険料	一般の事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
		農林水産・酒造の事業	19.5/1000	11.5/1000	8/1000
		建設の事業	20.5/1000	12.5/1000	8/1000

※現在、労災保険料率に係る事業の種類は、51種類に分けられています。  
※農林水産業等のうち、①牛馬育成、酪農、養鶏又は養豚の事業 ②園芸サービスの事業 ③内水面養殖の事業に関する雇用保険料率は、一般の事業とみなされます。  
※雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主が、その事業に保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上の者を使用する場合、その者が任意加入による高年齢継続被保険者やその他の例外に当てはまる場合以外、雇用保険の保険料が免除されます。

表1

賃金総額に算入されるものの例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業手当</li> <li>・労働保険料や社会保険料の被保険者負担分の負担額</li> <li>・住宅手当（原則）</li> <li>・通勤手当（定期券で支給の場合を含む）</li> <li>・臨時に支払われる賃金（賞与含む）</li> <li>・単身赴任手当など</li> </ul>
賃金総額に算入されないものの例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業補償（法定超過額を含む）</li> <li>・財産形成貯蓄奨励金又は会社が負担する生命保険の掛金</li> <li>・実費相当額が労働者の賃金から徴収される場合の食事の利益</li> <li>・結婚祝金、災害見舞金、死亡弔慰金、退職金、解雇予告手当、傷病手当金など</li> </ul>